

公取委が
排除命令

本部の見切り販売制限は違法！！



6月22日、公正取引委員会は、コンビニ本部最大手セブンイレブン・ジャパンにたいし、弁当類の見切り販売制限（値引き制限）について排除措置命令を行い、セブンイレブン・ジャパンはこれを受け入れました。コンビニ本部と加盟店との取引関係がきびしく問われています。

日本共産党議員が公取委の姿勢をたず

2007年6月6日 衆院経済産業委員会

公正取引委員会の排除命令の背景には、コンビニオーナーのみなさんの声と運動、そして日本共産党国会議員の質問がありました

みなさんの声と運動
国会議員の追及が
政治を動かしました

見切り販売できることを周知徹底せよ

— 日本共産党議員の質問

「弁当とか総菜などの売れ残り商品の販売、見切り販売について、本部から、値下げ販売せず処分しろ、こういった指導が行われる。これが本部側の収益が膨らむというからくりになっているものですから。こういったやり方について…独禁法のフランチャイズガイドラインで見切り販売の制限は優越的地位の濫用に該当するとしています。しかし、こういう違法な実態が広く存在をし、…多くの加盟店の方は（ガイドラインを）御存じない場合が多い。…見切り販売はできるんだということをきちっと周知徹底を図っていただきたい」

「ロスはおまが持て」は独禁法違反

— 竹島一彦公取委員長答弁

「正当な理由がないのに見切り販売を制限して売れ残りとして廃棄することを余儀なくさせることを本部がした場合には、独禁法上、優越的地位の濫用に当たる」

「見切り販売を制限しておいて、それで、あとは、ロスはおまが持てというようなことでは、独禁法上の問題が生じますよということを示している…これからも中小企業庁とよく連携を図りながら…我々としてPRにさらに努力したい」

コンビニ加盟店の地位・権利の確立のため フランチャイズ法制定に全力つくします

日本共産党の提案

今回の公正取引委員会の措置は、改善の一步に過ぎません。日本共産党は2000年11月に、コンビニ加盟店の経営の安定、地位・権利の確立をめざし、「フランチャイズ取引適正化法」（仮称）の制定を提案。日本共産党は、大企業にモノがいの党として、一貫してこの問題にとりこんでいます。

- 優越的地位にある本部が加盟店に一方的な不利益を与える不公正取引を規制します
 - 高すぎるロイヤリティの引下げなど、利益の配分方法を公平なものにします
 - 「24時間、年中無休」などの強制は禁止します
- 本部と加盟者の契約締結にあたっては情報開示の徹底、詐欺的な勧誘は規制します
 - 経営不振等を理由にした契約解除にたいする不当な高額解約違約金は禁止します
- 既存加盟店の商圏内への同系列店の出店は原則として禁止します

（提言の詳細は日本共産党のホームページをごらんください）



2009年8月号外

1952年5月30日
第3種郵便物認可

発行 日本共産党中央委員会 〒151-8586 渋谷区千駄ヶ谷4-26-7
ホームページ <http://www.jcp.or.jp>

日本共産党は、企業・団体の献金をビター文、受け取らず、党員の党費、国民のみなさんの募金などで党を運営しています。浄財をお寄せください。